

26生産第3186号  
平成27年3月13日

公益社団法人 日本馬事協会会長 殿

農林水産省生産局長



マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報への協力依頼について

本年10月以降、マイナンバーの付番・通知が始まり、来年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

今般、内閣府大臣官房番号制度担当室長より、別添のとおり、マイナンバー制度について関係業界団体への周知・広報の協力依頼を行うよう、依頼がありました。

全ての国民、全ての事業者に関係する制度の施行に向け、貴団体等におかれましても、別紙のマイナンバーに関する広報・普及啓発媒体も御活用いただき、会員等に対して、マイナンバー制度の周知・広報に御協力賜りたく、御連絡申し上げます。（下記に対応例をお示ししています。）

（例）

- ・貴団体等の機関紙、ホームページ、SNS（メールマガジン、Facebook、twitter等）等を活用した情報発信
- ・貴団体等ホームページのトップページにマイナンバーのバナーを掲示
- ・関係業界内の説明会、勉強会の開催
- ・チラシその他の広報媒体の活用

(参考)

○地方公共団体での取組事例

- ・説明会、出前講座等の実施
  - \*地域の経済・税・社会保障その他の関係業界団体等への説明会等の開催
  - \*自治会、婦人会、民生委員児童委員、学校等に対する説明会・出前講座の実施
  - \*税務署、年金事務所、ハローワーク等とタイアップした説明会等の開催
- ・広報紙、ホームページ、SNS（メールマガジン、Facebook、twitter等）での情報発信
- ・ポスター掲示、チラシの配布
- ・各地方公共団体ホームページにマイナンバーのバナーを掲示
- ・他の地方公共団体との情報共有

○内閣府（内閣官房）から各省庁への依頼事項

- ・各省庁広報紙や各業界紙でのマイナンバー特集記事の掲載
- ・各省庁SNSでのマイナンバー関係情報発信
- ・各省庁ホームページのトップページにマイナンバーのバナーを掲示
- ・関係業界団体に対し、マイナンバーについて周知及び広報の協力依頼
- ・地方公共団体や関係業界団体向けの説明会等の開催
- ・関係省庁から、税務署、年金事務所、ハローワーク等に対し、地方公共団体とタイアップした説明会の開催等の協力依頼
- ・身分証明証が必要な手続きについて、個人番号カードが使用できることの周知
- ・法人番号の積極的な活用の検討





事務連絡  
平成27年2月10日

社会保障・税番号制度関係府省連絡会議構成員 殿  
各省庁 特定個人情報関係部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室長

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入準備にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

本年10月からの個人番号・法人番号の付番・通知や、来年1月からの番号の利用開始に向け、内閣府においても、主要関係省庁と連携し、マイナンバーの周知・広報活動を本格化させる予定です。

すべての国民、すべての事業者に関係する制度の施行に向け、各省庁においても、別紙の広報・普及啓発媒体もご活用いただき、各省庁での準備を進めていただくほか、関係部局と情報共有し、所管の関係団体等に対し、マイナンバー制度の周知・広報を幅広く展開していただきますよう、お願いします。

〔お問合せ先〕

内閣府大臣官房番号制度担当室  
(内閣官房社会保障改革担当室)

森田、清水、白板

TEL : 03-6441-3459

FAX : 03-3505-3852







○内閣府（内閣官房）から各省庁への依頼事項

(1) 各省庁広報紙や各業界紙でのマイナンバー特集記事の掲載

各省庁広報紙でマイナンバー特集記事を掲載することや、各業界紙に記事掲載を働きかけることをご検討ください。なお、原稿案を内閣官房（内閣府）等から提供することは可能です。

(2) 各省庁SNSでのマイナンバー関係情報発信

ホームページやコールセンターの紹介など、各省庁SNS（メルマガ、Facebook、twitter等）での情報発信についてご検討ください。なお、マイナンバー・ツイッターをリツイートしていただくことも可能と考えます。

(3) 各省庁ホームページのトップページにマイナンバーのバナー掲示

マイナンバーのバナーについて、各省庁ホームページのトップページに掲示することをご検討ください。（詳細は別紙参照）

(4) 関係業界団体に対し、マイナンバー周知・広報の協力依頼

各省庁からの発出文書例を添付しています。当該文書例も参考に、各省庁から、関係業界団体に対し、協力依頼の文書発出等の対応をご検討ください。

(5) 地方公共団体や関係業界団体向けの説明会等の開催

マイナンバーを利用する事務（社会保障・税・災害対策）を所管する省庁においては、地方公共団体の担当部局への説明会の開催等により、周知をお願いします。他の省庁を含め、関係業界団体向けの来年度予算や税制など各種説明会の場等でマイナンバー制度の周知・広報をご検討ください。

(6) 関係省庁から、税務署、年金事務所、ハローワーク等に対し、地方公共団体とタイアップした説明会の開催等の協力依頼

地方公共団体による関係業界団体や企業等への説明の際、税務署、年金事務所、ハローワーク等に講師派遣依頼等があった場合には可能な範囲で対応していただくよう、所管省庁から関係機関に対する協力依頼をお願いします。

(7) 身分証明証が必要な手続きについて、個人番号カードが使用できることの周知

各省庁所管制度において、身分証明書として活用できる書類・カード等に個人番号カードを追加するようご検討ください。また、追加する場合には関係者への周知をお願いします。



## (8) 法人番号の積極的な活用の検討

各省庁の公表情報等に法人番号を積極的に活用することについて、引き続き検討をお願いします。

### (参考)

#### ○関係業界団体への依頼事項

- ・各団体の機関紙、HP、SNS等を活用した情報発信
- ・各団体HPトップページにマイナンバーのバナー掲示
- ・事業者向け資料を活用した業界内の説明会・勉強会の開催
- ・チラシその他の広報媒体の活用

#### ○地方公共団体での取組事例

- ・説明会・出前講座等の実施
  - \*地域の経済・税・社会保障その他の関係業界団体等への説明会等の開催
  - \*自治会、婦人会、民生委員児童委員、学校等に対する説明会・出前講座の実施
  - \*税務署、年金事務所、ハローワーク等とタイアップした説明会等の開催
- ・広報紙、ホームページ、SNS（メルマガ、Facebook、twitter等）での情報発信
- ・ポスター掲示、チラシの配布
- ・各地方公共団体ホームページにマイナンバーのバナー掲示
- ・他の地方公共団体との情報共有



(別紙)

## マイナンバー（社会保障・税番号）制度の広報について

### 1 広報・普及啓発媒体について（平成27年2月時点）

#### (1) マイナンバーホームページ

内閣府（内閣官房）として、マイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページを開設し、広報・普及啓発媒体やよくある質問（FAQ）などを掲載しています。また、関係省庁の特設サイトへのリンクも掲載しています。

◆ホームページアドレス：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆検索ワード：「マイナンバー」

◆関係省庁のマイナンバー特設サイト

・特定個人情報保護委員会

<http://www.ppc.go.jp>

・総務省

地方税：

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/56538.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html)

個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会：

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/mynumber/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber/index.html)

・国税庁（マイナンバー特設サイト）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

・厚生労働省（マイナンバー特設サイト）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

#### (2) マイナンバー公式ツイッター

マイナンバー公式ツイッターで情報発信を行っており、内閣府（内閣官房）の情報に加え、関係省庁のホームページの更新情報の紹介などを行っています。

◆公式 twitter：[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

#### (3) マイナンバーコールセンター

内閣府（内閣官房）において、平成26年10月1日よりコールセンターの運営を開始しています。国民や事業者からのご質問に回答するとともに、必要に応じ、関係省庁につなぐことにより、ワンストップでの対応を行っています。

◆電話番号：日本語 0570-20-0178（マイナンバー）

英語 0570-20-0291

◆受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始除く）

◆開設期間：平成26年10月1日～平成29年9月末（予定）



(4) マイナンバー啓発用ポスター

マイナンバー啓発用ポスターを平成26年10月に、地方公共団体、税務署、年金事務所、ハローワーク等に配布しました。

マイナンバーホームページにも、ポスターの電子データを掲載していますので、印刷してチラシ等にご活用ください。

◆ポスター：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhou.html>

(5) 民間事業者向け資料

関係省庁のホームページで、以下のような資料が公表されています。(随時、最新情報に更新される予定)

ア 内閣府(内閣官房)

・事業者向けマイナンバー広報資料(説明文付)・FAQ(よくある質問) 等

イ 特定個人情報保護委員会

・民間事業者向けガイドライン・Q&A・ガイドライン説明資料 等

ウ 総務省

・地方税関係資料

・個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会資料 等

エ 国税庁

・国税関係資料

・法人番号関係資料

オ 厚生労働省

・医療保険者向け資料

・民間事業者向け資料(社会保障関係)

(6) 政府広報

当面、今年度中に、TVCM(3月第2週から3週間の予定)、新聞記事下広告(3/15(日)、16(月)の予定)、新聞折込広告(3/29(日)の予定)、雑誌、WEB等、多様なメディアを活用したマイナンバー制度の広報を実施予定です。

(7) 外国人向け広報

現在、特設ホームページ内で、英語での情報提供を順次始めており、今後、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の情報提供も順次始める予定です。コールセンターも来年度は5か国語で対応可能とする予定です。

(8) 今後の予定

今後、障害者向けの広報についても媒体の作成等を行う予定です。

その他、マイナンバーの周知・広報に活用可能な媒体等はホームページで広く情報提供するほか、随時お知らせする予定です。



## 2 マイナンバー広報用ロゴマークの使用について

内閣府（内閣官房）では、マイナンバーの広報・啓発を促すためのロゴマーク（マイナちゃん）を作成しました。

本ロゴマークにつきましては、地方公共団体や個人番号利用事務実施者である健康保険組合、当室から広報の協力依頼文書を発出した団体等は、使用許可を経ずにマイナンバーの広報に使用することが可能です。なお、民間企業・団体等については、当室の利用承認を受けていただいた上で使用していただいております。

ホームページや広報紙、独自のチラシ等の作成に当たり、積極的にご活用ください。

なお、民間企業等によるロゴマークの使用の詳細については、マイナンバーホームページに掲載している「マイナンバーロゴマーク使用規約」及び「マイナンバーロゴマーク利用ガイドライン」をご確認ください。

ロゴマークの詳細：

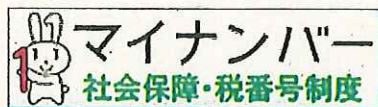
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/logo.html>



## 3 マイナンバーホームページのバナー画像について

マイナンバーホームページのリンク用バナー画像をホームページで公開しています。ホームページ右上の「リンク設定について」をご覧ください、積極的にご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/link/>



事 務 連 絡  
平成27年2月10日

〇〇〇〇 御中

〇〇省〇〇局長

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報への協力依頼について

本年10月以降、マイナンバーの付番・通知が始まり、来年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

今般、内閣府大臣官房番号制度担当室長より、別添のとおり、マイナンバー制度について、関係業界団体への周知・広報の協力依頼を行うよう、依頼がありました。

すべての国民、すべての事業者に関係する制度の施行に向け、貴団体におかれましても、別紙のマイナンバーに関する広報・普及啓発媒体もご活用いただき、会員等に対して、マイナンバー制度の周知・広報にご協力賜りたく、ご連絡申し上げます。（下記に対応例をお示ししています。）

（例）

- ・貴団体の機関紙、ホームページ、SNS（メルマガ、Facebook、twitter等）等を活用した情報発信
- ・貴団体HPトップページにマイナンバーのバナー掲示
- ・関係業界内の説明会・勉強会の開催
- ・チラシその他の広報媒体の活用



(参考)

○地方公共団体での取組事例

- ・説明会・出前講座等の実施
  - \*地域の経済・税・社会保障その他の関係業界団体等への説明会等の開催
  - \*自治会、婦人会、民生委員児童委員、学校等に対する説明会・出前講座の実施
  - \*税務署、年金事務所、ハローワーク等とタイアップした説明会等の開催
- ・広報紙、ホームページ、SNS（メルマガ、Facebook、twitter等）での情報発信
- ・ポスター掲示、チラシの配布
- ・各地方公共団体ホームページにマイナンバーのバナー掲示
- ・他の地方公共団体との情報共有

○内閣府（内閣官房）から各省庁への依頼事項

- ・各省庁広報紙や各業界紙でのマイナンバー特集記事の掲載
- ・各省庁SNSでのマイナンバー関係情報発信
- ・各省庁ホームページのトップページにマイナンバーのバナー掲示
- ・関係業界団体に対し、マイナンバー周知・広報の協力依頼
- ・地方公共団体や関係業界団体向けの説明会等の開催
- ・関係省庁から、税務署、年金事務所、ハローワーク等に対し、地方公共団体とタイアップした説明会の開催等の協力依頼
- ・身分証明証が必要な手続きについて、個人番号カードが使用できることの周知
- ・法人番号の積極的な活用の検討





## マイナンバーに係る当面の政府広報（3月展開分）

### ■テレビCM

- ・放送局 全国114局（別紙1）
- ・放送予定期間 3月9日（月）～3月31日（火）

### ■新聞（一般向け）

- ・掲載紙 全国70紙（別紙2）
- ・掲載予定日 3月15日（日）（一部3月16日（月））

### ■新聞（事業者向け）

- ・掲載紙 フジサンケイビジネスアイ、日経産業新聞、日経MJ、  
日刊スポーツ、サンケイスポーツ、スポーツニッポン、報知新聞
- ・掲載予定日 3月16日（月）

### ■折込広告

- ・折込予定日 3月29日（日）（一部3月30日（月））

### ■雑誌

- ・掲載誌等 週刊ヤングジャンプ、週刊文春、女性セブン（3月26日（木））  
日経ビジネス（3月27日（金））  
週刊少年ジャンプ（3月30日（月））

### ■WEB広告

#### ◆政府広報オンライン（マイナンバー特集ページ）

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html>

- ・公開予定日 3月9日（月）

#### ◆Yahoo!特集ページ

- ・公開予定日 3月9日（月）

◆WEB バナー広告

◇Yahoo!JAPAN (ブランドパネル、スマホ版トップパネル、スマホ版インスト  
ームアド)

・掲出予定期間 3月9日(月)～3月29日(日)

◇ADJUST

・掲出予定期間 3月9日(月)～3月29日(日)

◇SmartNews プレミアムムービーAD

・掲出予定期間 3月9日(月)～3月15日(日)

◇ニコニコ動画ビデオAD

・掲出予定期間 3月9日(月)～3月22日(月)

■メディキッスター

・設置場所 全国の診療所・病院のモニター

・放送予定期間 3月9日(月)～3月31日(火)



## 「マイナンバー」CM放送局一覧

地域	局名	
関東	NTV	日本テレビ
	TBS	TBSテレビ
	CX	フジテレビ
	EX	テレビ朝日
	TX	テレビ東京
関西	YTV	読売テレビ
	MBS	毎日放送
	KTV	関西テレビ
	ABC	朝日放送
	TVO	テレビ大阪
名古屋	CTV	中京テレビ
	CBC	中部日本放送
	THK	東海テレビ
	NBN	名古屋テレビ
	TVA	テレビ愛知
福岡	FBS	福岡放送
	RKB	RKB毎日放送
	TNC	テレビ西日本
	KBC	九州朝日放送
	TVQ	TVQ九州放送
北海道	STV	札幌テレビ
	HBC	北海道放送
	UHB	北海道文化放送
	HTB	北海道テレビ
	TVH	テレビ北海道
青森	RAB	青森放送
	ATV	青森テレビ
	ABA	青森朝日放送
岩手	IBC	IBC岩手放送
	TVI	テレビ岩手
	MIT	岩手めんこいテレビ
	IAT	岩手朝日テレビ
秋田	ABS	秋田放送
	AKT	秋田テレビ
	AAB	秋田朝日放送
山形	YBC	山形放送
	YTS	山形テレビ
	TUY	テレビユー山形
	SAY	さくらんぼテレビ
宮城	TBC	東北放送
	OXT	仙台放送
	MMT	宮城テレビ
	KHB	東日本放送
福島	FTV	福島テレビ
	FCT	福島中央テレビ
	KFB	福島放送
	TUF	テレビユー福島
新潟	BSN	新潟放送
	NST	新潟総合テレビ
	TNY	テレビ新潟
	UX	新潟テレビ21
長野	SBC	信越放送
	NBS	長野放送
	TSB	テレビ信州
	ABN	長野朝日放送
山梨	YBS	山梨放送
	UTY	テレビ山梨

地域	局名	
静岡	SBS	静岡放送
	SUT	テレビ静岡
	SAT	静岡朝日テレビ
	SDT	静岡第一テレビ
富山	KNB	北日本放送
	BBT	富山テレビ
	TUT	チューリップテレビ
石川	MRO	北陸放送
	ITC	石川テレビ
	KTK	テレビ金沢
福井	HAB	北陸朝日放送
	FBC	福井放送
鳥取・島根	FTB	福井テレビ
	BSS	山陰放送
広島	NKT	日本海テレビ
	TSK	山陰中央テレビ
	RCC	中国放送
山口	HTV	広島テレビ
	HOME	広島ホームテレビ
	TSS	テレビ新広島
	KRY	山口放送
岡山・香川	TYS	テレビ山口
	YAB	山口朝日放送
	RSK	山陽放送
	OHK	岡山放送
徳島	TSC	テレビせとうち
	RNC	西日本放送
	KSB	瀬戸内海放送
	JRT	四国放送
愛媛	RNB	南海放送
	EBC	愛媛放送
	ITV	あいテレビ
	EAT	愛媛朝日テレビ
高知	RKC	高知放送
	KUT	テレビ高知
	KSS	高知さんさんテレビ
佐賀	STS	サガテレビ
長崎	NBC	長崎放送
	KTN	テレビ長崎
	NCC	長崎文化放送
熊本	NIB	長崎国際テレビ
	RKK	熊本放送
	TKU	テレビ熊本
	KKT	熊本県民テレビ
大分	KAB	熊本朝日放送
	OBS	大分放送
	TOS	テレビ大分
宮崎	OAB	大分朝日放送
	MRT	宮崎放送
	UMK	テレビ宮崎
鹿児島	MBC	南日本放送
	KTS	鹿児島テレビ
	KKB	鹿児島放送
	KYT	鹿児島読売テレビ
沖縄	RBC	琉球放送
	OTV	沖縄テレビ
	QAB	琉球朝日放送



## 「マイナンバー」記事下掲載紙一覧

中央紙(5紙)		ブロック紙(3紙)	
	朝日新聞		北海道新聞
	毎日新聞		東京・中日新聞(北陸中日含む)
	読売新聞		西日本新聞
	日本経済新聞		
	産経新聞		
地方紙(62紙)			
北海道	釧路新聞	近畿地区	奈良新聞
	十勝毎日新聞 ※		京都新聞
	苫小牧民報 ※		神戸新聞
	室蘭民報		伊勢新聞
	函館新聞		紀伊民報 ※
東北地区	東奥日報	中国・四国地区	山陽新聞
	陸奥新報		中国新聞
	デーリー東北		日本海新聞
	秋田魁新報		山陰中央新報
	北羽新報		山口新聞
	岩手日報		宇部日報 ※
	岩手日日		四国新聞
	山形新聞		愛媛新聞
	河北新報		徳島新聞
	福島民報		高知新聞
関東地区	福島民友	九州・沖縄地区	佐賀新聞
	上毛新聞		長崎新聞
	茨城新聞		大分合同新聞
	下野新聞		熊本日日新聞
	千葉日報		宮崎日日新聞
	神奈川新聞		夕刊デイリー ※
北陸・中部地区	埼玉新聞	備考	南日本新聞
	新潟日報		琉球新報
	北日本新聞		沖縄タイムス
	北國・富山新聞		南海日日新聞
	福井新聞		八重山毎日新聞
	日刊県民福井		宮古毎日新聞
	信濃毎日新聞		
	長野日報		
	山梨日日新聞		※夕刊紙
	静岡新聞		
岐阜新聞			
東愛知新聞			
市民タイムス			
中部経済新聞			



(3月からの政府広報に関する配信案)

- ◆ マイナンバー（社会保障・税番号）が政府広報のテレビCMで取り上げられます。

3月9日から3週間にわたり、全国114局で、政府広報のテレビCMとして、マイナちゃんがマイナンバーを紹介します。

政府広報オンライン・マイナンバー特集ページはこちら

⇒ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

- ◆ マイナンバー（社会保障・税番号）が新聞広告などで取り上げられます。

3月15日（日）、16日（月）には全国70紙や経済専門紙、スポーツ紙などで新聞記事下広告、29日（日）には新聞折込広告が予定されています。新聞折込広告はぜひ保管して、ご活用ください。また、3月下旬に、週刊文春、日経ビジネス、女性セブン、ヤングジャンプ、少年ジャンプにマイナンバー制度を紹介する広告を掲載します。

政府広報オンライン・マイナンバー特集ページはこちら

⇒ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

- ◆ 政府広報オンラインでマイナンバーが取り上げられます。

政府広報オンラインにマイナンバーの特集ページが新設されました。マイナちゃんのテレビCM映像が見られるほか、制度の概要や法人向けの情報などをわかりやすく解説しています。

⇒ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

民間事業者向けの資料やよくある質問（FAQ）など、多様かつ詳細な資料を掲載している内閣官房のマイナンバー特設ホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）とあわせてご活用ください。

(3月下旬に新聞折込広告を再周知する場合)

- ◆ マイナンバー（社会保障・税番号）の新聞折込広告をぜひご覧ください。

現在、放映されているテレビCMに加え、29日（日）には全国各紙でマイナンバーの新聞折込広告が予定されています。新聞折込広告はぜひ保管して、ご活用ください。

政府広報オンライン・マイナンバー特集ページはこちら

⇒ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>



(マイナンバー制度全般に関する配信案)

◆ ご存じですか? 「マイナンバー (社会保障・税番号) 制度」

今年 (平成 27 年) 10 月から、国民の皆様一人ひとりにマイナンバー (個人番号) が通知され、民間事業者でも準備が必要になります。まずは、みなさんにマイナンバー制度の理解を深めていただくよう、内閣官房のマイナンバー特設ホームページを開設しています。関係省庁のホームページにもリンクを貼っています。

まずは「マイナちゃんのマイナンバー解説」からどうぞ。

⇒ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>

◆ マイナンバー (社会保障・税番号) 制度のコールセンター

マイナンバー制度のコールセンターが開設されています。マイナンバー制度のお問合せはコールセンターまで。番号は 0570-20-0178 です。(土日・祝日を除く、平日 9:30~17:30) 詳しくはこちら⇒

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆ マイナンバー (社会保障・税番号) のツイッター

マイナンバーに関する情報をツイッターでも発信しています。内閣官房の最新情報のほか、関係省庁のHPの更新情報なども発信しています。関係者の皆さまはぜひフォローしてください。アカウントはこちら⇒ [https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

◆ マイナンバー (社会保障・税番号) に関する特設ホームページ

内閣官房のマイナンバー特設ホームページに、各種資料やよくある質問 (FAQ) が掲載されています。 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

また、特定個人情報保護委員会、国税庁、総務省 (地方税関係)、厚生労働省もマイナンバーの特設ホームページを開設しています。

・ 特定個人情報保護委員会 : <http://www.ppc.go.jp/>

・ 国税庁 : <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

・ 総務省 (地方税関係) : [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/56538.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html)

・ 厚生労働省 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>